

報告をいたします。

(議案審査直報告書朗読) 別添参照

なお本案について補足説明を申し上げます。

本案について担当所長の説明を求め、それによりますとこの条例は新設条例で、重度心身障害者を保護している者に手当を支給し、福祉の増進をはかるもので、この該当者は精神薄弱者福祉法に基づき都で独自に定めた精神発育のおくれが中度以上、知能指数、これはIQといっておるようですけれども、知能指数が四十九以上の者、身体障害者の障害程度三等級以上の者、脳性麻痺、進行性筋萎縮症の者の配偶者、親権者、後見人もしくはこれに準ずる者で、主として障害者の看護、介護をしている者一人につき月額二千円を支給するものである。受給資格については市長が認定し、申請した日の属する月の翌月からとし、転入等による重複支給を避けた。支払時期は毎年四月、八月、十二月の三期に分け、前月までの分とした。また児童手当を受けているとき、施設に収容措置をとったときは、その間は支給を停止するといったものなどで四月一日から施行しようとする

ものである。——との説明があった。質疑において、知能指数のきめ方は都の「愛の手帳」の中に運動機能、社会性、意志の疎通、身体的健康とあるので非常にわかりにくい定義である。精神薄弱者については児童相談所、おとなの場合は身体障害者福祉センターで判定を受けることになっている。これは都独自のきめ方である。知能指数は最重度、重度、中度、軽度とあり、当市では中度以上としている。この支給は年齢には関係なく老人についても支給されることになっている。——などの質疑の後、採決の結果、全員が一致して原案を可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞご審議の上、ご可決くださるようお願いいたしまして報告をいたします。

○議長(末次性男君)

以上で委員長職務代行者の審査報告は終わりました。これより委員長職務代行者報告に対する質疑を行ないます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君)

以上で質疑を終わります。

○十一番(伊東忠次郎君)

この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております。議案第三十二号については、討論を省略し、委員会審査報告どおり可決されんことを望みます。

(賛成と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) おはかりいたします。ただいま伊東忠次郎君より所定の賛成者を得て、本案は討論を省略し、委員会審査報告どおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 異議なしと認めます。よって議案第三十二号福生市重度心身障害者福祉手当条例は、委員会審査報告のとおり可決されました。

○議長(末次性男君) 日程第十九議案第三十三号福生市社会福祉法人に対する補助金の交付の手續に関する条例を議題といたします。

本案については、厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。



(厚生委員長職務代行委員 貫井喜代次君登壇)

○厚生委員長職務代行委員(貫井喜代次君) ご指名がございまして、この審査報告をいたします。

(議案審査報告書朗読) 別添参照

本案の審査について、補足説明を申し上げます。

本案は新設条例で、まず担当所長の説明を求め、これによると本条例は市内に施設がある社会福祉法人に対して社会福祉事業法第五十六条第一項の規定により補助金を交付するため条例を制定しようとするもので、補助は予算の範囲内において交付するとし、建設費の二割以内としている。その他申請の手續、申請書類の規定、補助対象となった事業以外の目的に使用することの制限、不正手段による補助決定に対する補助取消、減額返還等を規定し、施行日については杉の子保育園を対象とすべく昭和四十七年十二月一日から適用とした。また条例施行以前に補助を受けている法人については、この条例の規定により補助を受けているものとみなすとしたものである。——等の説明があり、質疑においてすでに補助を受けている社会福祉法人が、



の若葉、加美平保育園で昭和四十七年度までに二百五十万円を補助しており、残り二百五十万円を補助することになっている。他市の中には定員一人当たり一万円、新築施設に対しては一人当たり十万円のところもあり、当市では建設費の二〇％以内になっている。理由について当市としては規則で限度額一千万円と一ようとしている。保育園建設の認可は法律的には三十人以上であるが、東京都においては現在六十名以上のものに対して認可する基準になっている。一かし保育の定数、その他経営上百名から二百名が適当とされ、敷地面積、園舎等から基準により規定されているので建築費の二割と一ても一人当たりの換算の比例はできるようになる。社会福祉法人と一した場合の財産の所屬については定款に基づくものであるが、無認可保育所になると解散する場合、出資したものに對し、それ以上の財産については国に返すことになるが、この場合厚生省の認可であり一定の基準がありそれに基づくものである。杉の子保育園の建設費は三千九百七十四万余円で、都で認可した建設費で規定により三カ年にわたって補助することになる。——などの質疑があり、採決の結果、全員が一致して原案を可決すべきものと決定

した次第でございます。

何とぞご審議の上、当委員会決定とおりご可決くださるようお願いいたします。

○議長（末次性男君） 以上で委員長職務代行者の審査報告は終わりました。これより委員長職務代行者報告に対する質疑を行ないます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 以上で質疑を終ります。

○十一番（伊東忠次郎君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第三十三号については、討論を省略し委員会審査報告とおり可決せんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） おはかりいたします。ただいま伊東忠次郎君から所定の賛成者を得て、本案は討論を省略し委員会審査報告とおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） ご異議なしと認めます。よって議案第三十三号福生市社会福祉法人に対する補助金の交付の手続に関する条例は委員会審査報告のとおり可決されました。

○議長（末次性男君） 日程第二十議案第三十四号福生市予防衛生センター条例を議題といたします。

本案については厚生委員会に審査を付託してありますので委員長から報告を願います。

（厚生委員長職務代行委員 貫井喜代次君登壇）

○厚生委員長職務代行委員（貫井喜代次君） ご指名でございますので審査報告をいたします。

（議案審査報告書朗読） 別添参照

本案の審査について補足説明を申し上げます。

本案審査の途中において改築中の予防衛生センターの現場を視察し、引き続き審査をいたしました。担当課長の説明によると、市民の予防衛生の向上をはかるため予防衛生センターを設置する

ための条例で、これは以前より医師会並びに市民から衛生的な会場という要望があったもので、将来は予防総合保健センターとして防衛庁に陳情しており、この施設により日曜祭日の診療等を考えているものであ

るが、とりあえず本町の二十五番地の旧武道館を改築して予防接種、成人病予防、その他の予防、健康の保持増進についての業務を行なうもので、現在改築中で五月一日から施行しようとしているものである。

——この説明があり、質疑において第三条の日常の業務としては、現段階では施設が整わず予防接種、その他の検診等で年間をとおいて百三十日から二百日くらい使用する予定で、現在庁舎内にある消毒関係等もその中に含めたいと考える。予防接種には医師会の要望に沿ってセンターだけで実施したい。——たがって両団地等で団地内実施の要望も出ているが医師会の要望に沿いたい。工事については三月六日に着工し増築分はほぼ完成し、内装工事も三月中に完成の予定である。現場視察の結果、床に音やほこりがたないようリノリュームを張る。また冷暖房についても配慮されたいと要望がされたが、今後予算等の関係を検討し、より衛生的な予防衛生センターとしたい。

——等の質疑があり、当委員会としては採決の結果、全員一致で可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞご審議の上当委員会決定どおりご可決くださるようお願いいたします。報告いたします。

○議長（末次性男君） 以上で委員長職務代行者の審査報告は終わりました。

これより委員長職務代行者報告に対する質疑を行ないます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 以上で質疑を終わります。

○十一番（伊東忠次郎君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第三十四号については、討論を省略し委員会審査報告どおり可決されることを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） おはかりいたします。ただいま伊東忠次郎君から所定の賛成者を得て、本案は討論を省略し委員会審査報告どおり可決されたいとの動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） ご異議なしと認めます。よって議案第三十四号福生市

予防衛生センター条例は委員会審査報告のとおり可決されました。

○議長（末次性男君） 日程第二十一議案第三十五号市道路線の認定について及び

日程第二十二議案第三十六号市道路線の廃止については関連がありますので一括して議題といたします。

本案については建設委員会に審査を付託してありますので委員長から報告をお願いします。

（建設委員長高波忠君登壇）

○建設委員長（高波忠君） ご指名がございましてので審査報告をいたします。

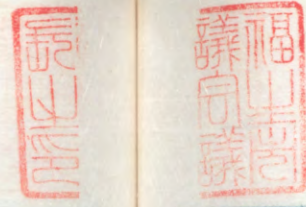
（議案審査報告書朗読） 別添参照

なお本二案の審査について補足して説明を申し上げます。

本二案の審査については関連があり、審査の都合上、認定、廃止を合わせて一括して審査しました。

担当課長の説明を求め、それによると従来必要に応じてそのつど認

定、廃止を——していた市道路線については、昭和三十六年に一括認定し、それ以来整備されず当時の台帳をそのまま使用してきたが、都の監査で整備を指摘されるなどあり専門のコンサルタントに委託したもので、現在の路線をすべて整備し再認定したものである。今後調査の結果、廃道等も逐次廃止の手続を取ってまいりたい。作成については市道路線のうちより主要な幹線をはじめ五、六段階に分類し熊川、福生、多摩河原の地区別に分類整理し、起点、終点を明確にし、橋梁、踏切も番号をつけ整備したものである。したがって以前の路線をすべて廃止とするものである。——この説明があり、質疑に入り新しく認定する道路延長、面積、廃道と認定の数の開きはどうかについて、認定路線の総延長が十四万一千二百七十三メートルで重複延長を差し引き十三万九千七十四メートルが実際の延長で、この中には橋梁部分も含まれている。面積は六十万七十一平方メートル、廃道延長は十四万九千八百五十メートルで、面積五十二万六千九百九十九平方メートルである。路線数が変わるのは鉄道等の横断があるもので、一路線といっていたが、分断して路線番号を二つに分けたもの、また逆に二本



の路線を一つにしたものなどがある。認定道路の登記は赤線については公図上の赤線となっており、市で買収し道路としたものは登記してあるが、一部国有農地について手続中のものもある。中には耕作者の方に離作補償だけ支払い道路としたものなども一部の地区にあり、測量等を行ない路線の地位を決定し、地主と話し合いその後国有地払い下げを行なう手続などを進めている。その他赤線を無断で使用しているところは各所にある。また公図と現況との差などについて調査し解決されたい。そのために関係職員を増員し充実をはかりたいなどの要望もあり、委員中よりこれから現況の差をすみやかに解決するという条件で本案は賛賛成する。——などの質疑があり、採決の結果、全員一致して原案を可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ慎重に審議の上、当委員会決定どおりご可決くださるようお願いいたします。

○議長（末次性男君） 以上で委員長長の審査報告は終わりました。これより委員長報告に対する質疑を行ないます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 以上で質疑を終わります。

○十一番（伊東忠次郎君） この際動議を提出いたします。

ただいま一括議題となっており、議案第三十五、三十六号については、討論を省略し、委員会審査報告どおり可決せんことを望みます。

（賛成と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） おはかりいたします。ただいま伊東忠次郎君から所定の賛成者を得て、本案は討論を省略し、委員会審査報告どおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） ご異議なしと認めます。よって議案第三十五号市道路線の認定について及び議案第三十六号市道路線の廃止についてはともに委員会審査報告のとおり可決されました。

○議長（末次性男君） 日程第二十三議案第三十九号負担付寄付の受入れに

ついてを議題といたします。

本案については建設委員会に審査を付託してありますので委員長から報告を願います。

（建設委員長高波忠君登壇）

○建設委員長（高波忠君） ご指名がありましたので審査報告をいたします。

（議案審査報告書朗読） 別添参照

なお本案につきまゝて補足して説明を申し上げます。

本案審査について担当課長の説明を求め、それによると、多摩興発株式会社から福生駅前ビルの建設に伴う排水のため管渠布設をされたいとして一千三百万円の負担付寄付のあったもので、東口区画整理の区域内に建設されるため、行政指導として一番問題の多い排水についてこれを公共下水道計画に基づく先行投資により四百五十ミリから九百ミリの下水管を延長八百三十メートルにわたって青梅線に沿って基地排水につながるもので、その応分の負担をするもので工事期間を六月一日に使用できるようにというもので四、五月の二カ月で工事を完了することになる。——等の説明があり、質疑においては基地排水工事

と並行して施行すると道路交通上問題にならないかについて、この工事は掘りばなしでなく短い管を布設するもので掘ったあとをすぐ埋め戻すので交通上あまり影響音はないと思う。またこれにより諸願の出されていた本駅西側の雨水を呑みきれなかった側溝の抜本的対策に苦慮していた問題等も一挙に解決するものである。また下の川との関係があいまいであるについては、基地排水工事は現在はいき出口の工事をしており、推進工事も進行中でヒュームによる管がつかざるまでには下の川まで完成する予定である。また先行投資による工事はけっこうであるが、中央幹線が入る下の川の問題がからみ、策了部分が呑みきれぬものでなく本件については反対であるとの意見があり、当委員会としては採決の結果、原案賛成六名、反対一名で可決した次第であります。

何とぞ慎重にご審議の上、当委員会のご決定どおりご可決くださいますようお願いいたします。報告いたします。

○議長（末次性男君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。これより委員長報告に対する質疑を行ないます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 以上で質疑を終ります。

討論の通告がありますのでこれより討論を行ないます。

討論については会議規則第五十一条の規定にしたがい最初に反対者から発言を願います。反対者十番松山清君。

（十番松山清君登壇）

○十番（松山清君） 議案第三十九号負担付寄付の受入れについて反対討論をいたします。

私は多摩興発株式会社福生駅前ビルの排水施設については当然企業の責任において排水施設をつくることはあたりまえであり、自治体が工事の肩がわりをする必要はまったくないと考えております。千三百万円の予算で福生駅前ビルの排水施設が実施できるならば企業が責任を持って工事をすればよいことであります。青梅線沿線の住民の皆さん方においては長い間排水に悩まされてきており、これらの人たちの排水施設をつくってほしいとの要望に対してはいままで何らの対策もとってこなかったことの責任についてはたな上げにし、企業への排水施設をつくるため

にサービスするとは何事でしょうか。またこの福生駅前ビルに新しく進出をする企業によって、商店街の皆さんが今後の営業に対して少なからず不安を抱いております。市当局は、これらの皆さんへの対策をとろうとしていないばかりではなく進出企業に積極的にサービスしようとしております。

私は福生駅前ビルの負担付寄付の受け入れについては反対であり、これらの寄付を受けずとも青梅線沿線の住民の皆さんの排水施設はりっぱにつくれるものです。市当局にやる気があるならばとうにできていたはずであります。

以上簡単ではありますが私の反対討論といたします。

○議長（末次性男君） 次に賛成者十六番高波忠君

（十六番高波忠君登壇）

○十六番（高波忠君） ご指名がありましたので賛成討論いたします。

私は本案に対してしまして賛意を表明いたします。

そもそも福生市は急速に市街化され、そのためいたるところになにかのひずみが生じております。雨水の被害もまた例外ではありません。

福生市議会

ん。それらを解決すべく先輩議員がたゆみない努力をなされてまいりました。心より敬意を表する次第であります。

本町周辺及び牛浜駅周辺の水害の解決がその一例でございます。本案につきましては福生駅東口区画整理区域内の排水計画の一部でもあり、また現在でも雨水の被害が非常にひどく、再三再四地元市民よりその苦情を聞いております。また先般地元議員数名の紹介により請願が出され、議会におきまして全員で採択されておる場所でもあります。一日も早く市民の要望にこたえることこそ議員の使命であると考えます。

本案の工事が完成することにより当地区の雨水の被害が一挙に解決することは担当課長の説明によって明らかであります。したがいまして工事に万全の注意を払い、沿道の市民に迷惑をかけないように市長並びに担当課長に要望いたしまして本案に対し賛成する次第であります。

○議長（末次性男君） 以上で討論を終わります。

これより議案第三十九号について起立により採決いたします。

本案について委員会報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(末次性男君) 起立十七名、多数であります。よって議案第三十九号は委員会報告どおり可決されました。

~~~~~

○議長(末次性男君) 日程第二十四議案第四十号昭和四十七年度福生市一般会計補正予算(第六号)を議題といたします。

本案については各常任委員会にそれぞれ審査を付託してありますので順次委員長から報告を願います。

まず総務委員長田村匡雄君

(総務委員長田村匡雄君登壇)

○総務委員長(田村匡雄君) ご指名をいただきましたので審査報告をいたします。

(議案審査報告書朗読) 別添参照

本案に対する当委員会における審査の概要をご説明申し上げます。

ます。

本案については過日の本会議において理事者から詳細な説明があり、また審議の円滑を期する上から内容説明を省略し直ちに質疑に入った次第でございます。

その内容の主なものを申し上げますと、土木費(国庫補助金における基地排水事業補助金四百六十万円の内容、消防組合負担金として四百余万円を補正した理由、社会教育費における図書館購入代二百五十万円及び扶助費の減額について——等の質疑に対し、それぞれ各担当者より答弁がなされたあと起立採決をいたしたところ、起立六名、多数をもって本補正第六号は原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

よろしくご審議の上、総務委員会の決定のとおりご可決くださるようお願い申し上げます。

○議長(末次性男君) 次に建設委員長高波忠君

(建設委員長高波忠君登壇)

○建設委員長(高波忠君) ご指名がございましたので審査報告をいたします。